登録特定行為事業者 **登録手続きの書類作成の手引き**

沖縄県喀痰吸引等研修推進事業

はじめに

喀痰吸引等の「医療的ケア」は、「医療行為」です。本来は医師や看護師といった医療従事者しかできない行為ですが、一定の条件の下、医師の指示により介護職員にもできるよう、研修(喀痰吸引等研修等)による認定制度が整備されました。

安全な「医療的ケア(特定行為)」を行うためには、事業所全体で医療的ケア(特定行為) が安全に行える体制を整え、そしてその体制が維持されなければなりません。そのため、登録 特定行為事業者は、それらが確認できる体制を整備し、医療的ケア(特定行為)を行うことを 沖縄県に申請し、登録する必要があります。登録を行わずに特定行為を行なった場合、罰せら れる可能性もあります(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3法附則第20条ほか)。

この手引きでは、利用者に「医療的ケア」が行える事業者(登録特定行為事業者)になるための、申請書類の作り方を説明しています。

登録特定行為事業者の登録申請書の作成は、まず、「業務方法書」の作成から始めることを おすすめします。「業務方法書」は、特定行為を実際に行っていく時に、法制度上どのような 段取り(医師の指示書等)が必要かなど、気を付けるべきことを確認しながら作るようになっ ています。

本手引きでは「業務方法書」の作成例を元に、作成すべき必要な書類についても解説していきます。

なお、次のページに、沖縄県が作成した申請手続きの説明文(以下、<u>**県説明文**</u>と呼びます) を掲載しています。

また、必要に応じて、厚生労働省の法令や省令なども参考にしてください。

- 必要書類や書式は変更される場合があります。必ず、最新のものを県のHP からダウンロードするなど、確認してから作成を始めてください。
- 関係法令など

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(法律第72号)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/02 hourei 02.html

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚労省省令第49号)

(以下、本手引きでは「省令」と呼びます)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82023000

書式などのダウンロード

沖縄県HP「介護職員等によるたん吸引等の制度について」

沖縄県 喀痰吸引等

0

https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/ippanfukushi/1007891/1026792/1006837.html 沖縄県HPトップページ>子育て・福祉・教育>一般福祉>社会福祉>介護職員等に夜喀痰吸引等の制度

一般社団法人Kukuru

https://kukuruokinawa.com/

沖縄 Kukuru

0

まずは、登録に必要な書類は何か、 沖縄県の「登録手続きについて」を読んで、確認しましょう

沖縄県のHPから「登録特定行為事業者登録手続きについて」という文書を ダウンロードし、提出書類の種類や申請書の提出先など、手続きの全体について確認しましょう。



事業開始の1ヶ月前 までに登録申請をし てください。 ここに掲載しているのは、2024年10月時点のものです。 更新されている場合があるので、必ず県HPをご確認ください。

登録特定行為事業者登録手続きについて

提出先は、事業所に よって異なります

《 事務の流れ 》

《 登録特定行為事業者関係の手続き 》

- ※書類の作成にあたっては、手引きを確認してください。
- (①~⑥の書類に番号順にインデックスを付け、事業所ごとにフラットファイルに綴って提出してください。⑦は落ちないようにファイルにホッチキス止め。)
- 1 必要書類

Step4 で作成

- ①登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書(第1号様式)
- ②法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書(直近3か月以内の原本)
- ③介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿(第1号様式の2)
- ④社会福祉士及び介護福祉法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書(第1号様式の3)
- ⑤登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類(第1号様式の4)
- ⑥登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類チェックリスト
 - ⑥-1第1号様式の2の名簿掲載者に係る

認定特定行為業務従事者認定証の写し(認定特定行為業務従事者が従事する場合) 又は看護師等の免許証の写し(介護職員として看護師等が従事している場合)

- ⑥-2医師の指示書様式(別添様式5)
- ⑥-3喀痰吸引等業務(特定行為業務)計画書(別添様式1)
- ⑥-4喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書(別添様式2)
- ⑥-5喀痰吸引等業務(特定行為業務)実施状況報告書(別添様式3)
- ⑥-6喀痰吸引等業務(特定行為業務)ヒヤリハット・アクシデント報告書(別添様式4)
- ⑥-7業務方法書
- ⑦返信用封筒 (登録番号通知書送付用)

定形長3号に送付先住所を記載し、切手を添付

※上記書類以外にも、提出をお願いする場合がありますので、ご了承下さい。

で作成

Step1

Step2

で作成

申請時にその旨を 担当者に伝えましょう

(様式1号)

- ◆認定特定行為業務従事者認定証の交付申請中の事業者にあっては、登録番号及び登録年月日欄を空欄で、申請中の介護職員を名簿に記載した状態で申請していただき、介護職員が認定証の交付を受け次第、様式1号を差し替えることも可能です。
- ◆看護師の資格を持つ職員が介護職員として勤務している場合については、様式 1 号の名簿 に記載するとともに、免許証の写しを添付してください。

(登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類チェックリスト)

- ◆国から示されているチェックリストの確認事項において、「文書化」及び「明記」することが求められている事項については、それを含む文書を事業所として整備していただく必要があります。
- ◆なお、たん吸引等の関係で加算を考えている訪問介護事業所(介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算については、事業者登録が加算の条件にはなっておりません。)は、登録終了後に過誤調整を行ってください。

(4月中に申請があった事業所については、4月1日に遡って登録します。) ただし、4月1日から加算を算定するためには、「同日から利用者に適切な加算該当サー ビスが実施されていること」及び「利用者にその旨説明がなされていること」が条件とな ります。

◆ (加算に影響がない事業所) 現在、チェックリストの要件を文書化した書類がない場合は、 業務方法書等を整備した上で、申請していただきますようお願いします。

(医師の指示書等)

◆各別添様式については、沖縄県福祉政策課のホームページ
(https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/ippanfukushi/1007891/1026792/1006837.html)
) に掲載しておりますので、参考にしてください。

2 提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県子ども生活福祉部 〇〇〇〇課 宛

(1) 介護保険法、老人福祉法上の事業所 高齢者福祉介護課あて

(2) 障害者総合支援法上の事業所 障害福祉課あて

(3) 介護保険法及び障害者総合支援法 に該当する事業所 障害福祉課あて

(4) その他 (特別支援学校・保育所等) 福祉政策課あて

※<u>従事者認定証の申請の場合とは、申請先が異なる事業所もあります</u>ので ご注意いただきますようお願いします。

もくじと書類作成手順

登録特定行為事業者の登録申請書の作成は、下記の手順で進めることをおすすめします。県HPからダウンロードできる「申請手続きについて」(本書では以下、県説明文と呼びます)に記載の書類番号も下表に記載していますので、作っている書類が、県説明文のどの書類に該当するかを確認しながら、書類作成作業を進めるようにしましょう。

手順	内容	沖縄県の説明文の 該当する書類番号	備考
Step 1 (p6)	業務方法書を作る	6-7	
Step 2 (p16)	業務方法書の別添資料を作る	6-2 6-3 6-4 6-5 6-6	
Step 3 (p23)	登録適合書類チェックリストに記入する	6	
Step 4 (p26)	その他の必要書類を準備する	① ② ③ ④ ⑤-1	
Step 5 (p32)	書類が揃っていることを確認し提出する	•	

Op. 1 (p33)	変更登録届出書の書き方	

Step 1. 業務方法書を作る

県説明文 ⑥-7 に該当する文書の作成例です。

この作成例は、県HPからダウンロードすることができます。

→【Word】登録喀痰吸引等事業業務方法書(参考例)

緑字部分・・・申請する法人や事業所の名称を書く箇所

青字部分・・・別紙 または 別添資料を用意する必要がある箇所

桃字部分・・・申請する事業所で決定すべき箇所



- ・既に運用規程や業務マニュアル等を作成されている事業所に ついては、それを修正して使用しても問題ありません。
- また内容についても、申請する事業所が実施できる方法や様式に適宜変更してください。

注意点

なお、**青字部分**が示す書類についての説明は

業務方法書 作成例

「別紙」については、このStepの後半に、作成例を掲載しています。

「別添様式」については、県説明文に記載の申請書として、次のStepで作成します。

○○事業所 喀痰吸引等業務方法書 (業務の目的) 法人名や事業所名は、許認 第1条 ○○法人○○が開設する○○事業所(以下「事業 可証に記載されているもの と同じ表記にしてください。 所しという。)における介護職員(以下「従事者」とい う。)による喀痰吸引等業務(以下「業務」という。)の 安全かつ適正な運営の確保及び喀痰吸引等の必要な利用者 に対する従事者による適正なサービスの提供を目的として、 業務方法について定めるものとする。 (事業の基本方針) 第2条 喀痰吸引等の必要な利用者に対する業務の基本方 針として、管理者、サービス提供責 任者及び従事者(以下「従事者等」という。)は、利用者 の心身の特性や生活している環境等を踏まえて、業務を実 施する。 2 業務の実施に当たっては、関係医療機関等の医師、看 護師(以下「医療関係者」という。)との綿密な連携を図 り、総合的なサービスを提供するものとする。

Step 1 注意点 業務方法書 作成例 (業務を行う職員等) 第3条 業務を行う職員及び役割は次のとおりとする。 (1) 管理者 管理者は、事業所の従事者の業務を一元的に管理する とともに、従事者に業務に関する法令等の規定を遵守させる ため必要な指揮命令を行う。 (2) サービス提供責任者 サービス提供責任者(以下「責任者」という。)は、 次に掲げる事項を行う。 ① 業務の実施にあたって、医師、看護師等との連携を確 保すること ② 業務の実施に関する記録の整備その他業務を安全かつ 適正に実施するために必要な措置を講じること 県説明文の③に該当する書 (3) 従事者 類です。Step4で作成しま 認定特定行為業務従事者名簿に記載された従事者は、 管理者及び責任者の指示のもと、適正に業務の提供にあたる。 (4) 医師 必要な喀痰吸引等の指示、利用者個々の状況について 報告を受け、その状況の把握及び、従事者等及び看護職員に 対する指導、その他、実施体制などに対する助言を行う。 (5) 看護職員 定期的に利用者の状態について確認し、その都度、文 書あるいは口頭で事業所の従事者等に報告する。また、利用 者の状態が変化した場合は、業務の実施に際し、従事者等に 指導・助言を行う。

業務方法書 作成例

注意点

(業務の実施方法)

第4条 業務の実施にあたっては、次の手順により実施する ものとする。

- (1) 業務の実施に際し利用者、家族に文書及び口頭で説明し、 別添様式 2 「喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る 同意書」により同意を受けること。
 - ①管理者あるいは責任者は、業務の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者、家族に対し、業務の実施内容等(介護職員が特定行為を行うこと、提供する特定行為種別、提供する期間、提供頻度、提供体制等)を文書及び口頭で説明するとともに、当該提供の開始について利用者又はその家族の同意を書面で得る。
 - ②同意を受けた内容に変更が発生した場合は、再度文書及 び口頭で説明し、同意を書面で得る。
 - ③同意書は、利用者ごとのファイルに閉じ、キャビネット に施錠を行う等適切に管理する。
- (2) 医師からの指示を文書により受けること。
 - ①喀痰吸引等の必要な利用者に対する業務の実施に際しては、医師から別添様式5による指示を受ける。
 - ②医師の指示書の受領後、速やかに、従事者等で医師の指示内容を確認し、情報を共有する。
 - ③医師の指示書は、利用者ごとのファイルに閉じ、キャビネットに施錠を行う等適切に管理する。
- (3) 喀痰吸引等業務(特定行為業務)計画書(以下「計画書」という。) を作成すること。
 - ① 医師の指示書の内容をもとに、従事者等が別添様式1
 - の計画書を作成する。
 - ② 作成した計画書は、責任者及び管理者の承認後、利用者、家族その他関係者で情報を共有する。
 - ③計画書は、利用者の状態変化、医師の指示内容の変更、 関係機関の変更等変更すべき事由が生じた場合は、速やか に内容を変更し、上記(3)②により情報を共有する。
 - ④ 計画書は、利用者ごとのファイルに閉じ、キャビネットに施錠を行う等適切に保管する。

別添様式2

沖縄県HPからダウンロード できます。

【Word】喀痰吸引等業務 (特定行為業務)の提供に 係る同意書

対象者の情報の記入は不要です。

→本手引きp19 ⑥-4参照

研修と兼ねた同意書でも可。 →本手引きp20 6-4参照

省令第26条の3第2項第6号

※省令を閲覧したい時は、 p2のURLを参照してください

別添様式5

沖縄県HPからダウンロード できます。

【Word】医師の指示書

対象者の情報の記入は不要です。

→本手引きp17 ⑥-2参照

別添様式1

沖縄県HPからダウンロード できます。

【Word】喀痰吸引等業務 (特定行為業務) 計画書

対象者の情報の記入は不要です。

→本手引きp18 ⑥-3参照

省令第26条の3第1項第3号

- (4) 利用者の状態について、医師、看護師が定期的に確認すること。
- ①業務の実施にあたっては、利用者の状態について、医師、 看護師が定期的に確認し、従事者等に文書あるいは口頭で 報告する。なお、定期的な確認頻度については、利用者の 状態等を踏まえ、あらかじめ決めておくこととする。
- ② 医師、看護師が確認した結果、従事者は、業務の実施における対応方法について、医師、看護師から文書あるいは口頭で指導・助言を受ける。また、指導・助言を受けた際は、その内容を別添様式3「喀痰吸引等業務(特定行為業務)実施状況報告書」(以下「報告書」という。)に記載する。
- (5) 報告書を作成し、医師に報告すること。
 - ① 計画書に基づき、業務を実施した従事者は、報告書を作成し、責任者及び管理者の承認を得る。
 - ② 報告書は、計画書に記載した各利用者ごとの報告予定日に、医師に報告することとする。
 - ③ 報告書は、看護職員その他関係者に情報提供し、情報の共有を図る。
 - ④ 報告書の写しは、利用者ごとにファイルし、キャビネットに施錠を行う等適切に管理する。

(ヒヤリ・ハット事例の収集及び分析)

第5条 従事者等は、業務の実施にあたり、安全性確保のために、ヒヤリ・ハットの出来事が発生した場合は、別添様式4「喀痰吸引等業務(特定行為業務)ヒヤリハット・アクシデント報告書」を作成し、安全委員会において、定期的に分析し実施体制の評価・検証を行う。

別添様式3 沖縄県HPからダウンロード できます。

【Word】喀痰吸引等業務 (特定行為業務)実施状況 報告書

対象者の情報の記入は不要です。

→本手引きp21 ⑥-5参照

省令第26条の3第2項第4号

別添様式4

沖縄県HPからダウンロード できます。

【Word】喀痰吸引等業務 (特定行為業務)ヒヤリ ハット・アクシデント報告

対象者の情報の記入は不要です。

→本手引きp22 ⑥-6参照

省令第26条の3第2項第3号

※自事業所で、独自のヒヤリハット・アクシデント報告書を作成している場合は、自事業所のヒヤリハット・アクシデント報告書でも可。

業務方法書 作成例 注意点 (医療関係者との連携体制等) 第6条 具体的な役割分担、連携体制については、以下のとおりとする。 (お) 医療関係者となる。 (2) 医療関係者となるが必要素等 はのの関いが見れるが情報サイプは

(1) 医療関係者及び従事者等との役割分担及び情報共有方法 を、利用者ごとに計画書に記載し、その役割に従って業務を 実施する。

(2) 関係機関の名称、関係者の氏名及び役職等、緊急時の連絡方法は、別紙1「利用者別関係機関一覧」のとおりとする。

業務方法書 別紙1 「利用者別関係機関一覧」 →本手引きP13参照

※自事業所で、独自の関係機関一覧や緊急時連絡方法

を作成している場合は、そ

れを別紙として添付も可。

(安全委員会の設置)

第7条 業務を実施するにあたり、医師又は看護師を含む者 で構成される安全委員会(以下「委員会」という。)を設置 する。

2 委員会の構成員及び役割分担は別紙2のとおりとし、同 委員会の委員長は、管理者とする。

3 委員会については、○月に1回開催するものとし、必要 なときは、委員長の判断で随時開催することができる。

4 委員会においては、次の事項を管理する。

- ① 利用者ごとの痰吸引等業務の実施計画や実施状況
- ② OJT研修等従事者の教育等に関すること
- ③ ヒヤリ・ハット等の事例蓄積、分析
- ④ 備品及び衛牛管理
- ⑤ その他業務の実施に関して必要な事項
- 5 委員会の会議内容について記録し、保存する。

業務方法書 別紙 2 「安全委員会 委員名簿」

→本手引きP14参照

【!】訪問系サービス等も 安全委員会の構成員に、医 師もしくは看護師を含むこ と。

(緊急時における対応等)

第8条 緊急時においては、「事業所緊急時対応マニュアル」に従い、必要な措置を講じるとともに、速やかに、別紙1「利用者別関係機関一覧」により関係者に連絡し、医療関係者の指示のもと適切に対応する。

「事業所緊急時対応マニュ アル」

自事業所で作成した緊急 時マニュアルを添付するこ と。

別紙1「利用者別関係機関 一覧」については、前述、 第6条(2)と同様。

Step 1 注意点 業務方法書 作成例 (研修体制の確保) 第9条 管理者又は責任者は、業務の実施にあたり、従事者 の資質向上と安全性確保のために、業務を実施する従事者等 を対象に、特定行為に関する研修の機会を設ける。 2 研修の実施については、年1回以上は実施し、諸記録を 整備する。 (備品の確保及び管理) 第10条 業務の実施にあたり、必要な備品及び、その使用目 業務方法書 別紙3 「喀痰吸引等に関して事業 的は、別紙3備品一覧のとおりとする。 所に備える備品し 備品の管理については、衛生面を考慮し、清潔な状態で →本手引きp15参照 使用するとともに、使用後も清潔な状態を保つようにする。 *訪問系サービス事業所の場合 第10条 業務の実施にあたり、必要な備品について は、利用者宅にある備品を使用する。 利用社宅における備品の管理については、衛生 面を考慮し、清潔な状態で使用するとともに、使用 後も清潔な状態を保つようにする。 (感染症の予防、対処方法等) 【!】感染対策については、 第11条 管理者又は責任者は、従業者の清潔の保持及び健康 必要に応じて自事業所で作 成した感染対策マニュアル 状態について、必要な管理を行う。 等があれば、添付する。 特に、従事者が感染源となることを予防するため、消毒・滅 菌の徹底、必要に応じて使い捨ての機材の活用を図るほか、 使い捨て手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対 策を講じる。 業務の提供の際に、感染症が発生した場合は、速やかに 管理者、責任者及び家族等関係者に連絡するとともに、主治 の医師及び看護師に連絡し、医師の指示等のもとに必要な措 置を講ずる。

3 感染症の発生が疑わしい場合も、発生していないことが明らかになるまでの間、発生したと同様の措置を講じること。

4 必要に応じて保健所の助言、指導を求めること。

学務方法書 作成例 注意点 (秘密保持等) 第12条 従事者等は、業務上知り得た利用者又はその家族の 秘密を保持する。 2 従事者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後におい てもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約 の内容に含むものとする。 (関係書類の保存) 第13条 登録特定行為事業者の登録、更新、変更にかかる申 請書及び添付書類は、長期保存とする。 2 前号に掲げるほか、業務に係る関係書類は、5年間保存 する。

する。 3 関係書類の保存は、確実でかつ秘密が漏れることのない

方法により行い、廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

附則

この業務方法書は、令和○○年○○月○○日から施行する。

この日付は、Step4で説明する、書類①「登録申請書 (第1号様式)」に記載する、特定行為を開始する日 よりも前の日付であれば大 丈夫です。

登録申請書の提出から、沖縄県の登録番号の 発行まで、2ヶ月程度かかる場合があります。 申請は早めに行いましょう。

作成例)業務方法書 別紙1 利用者別関係機関一覧

(連絡先、役割、情報共有方法、緊急時の連絡方法)

自事業所で、関係機関一覧や緊急時の連絡方法を作成している場合 は、それを提出(使用)することも可能です。 その場合は、最上部に(別紙1)と忘れずに記載し、申請書の一部 とわかるようにして添付してください。

(別紙1) 利用者別関係機関一覧(連絡先、役割、情報共有方法、緊急時の連絡方法)

利用者 Aさん

【関係機関】

(役割) 主治医

○○病院 ○○科 担当医師:△△医師

連絡先: 緊急時連絡先:

(役割) かかりつけ医

○○クリニック 担当医師:△△医師

住所: 連絡先: 緊急時連絡先:

(役割) 訪問看護

(a) が同年度 ○○訪問看護ステーション 担当看護師

連絡先: 緊急連絡先: 住所:

(役割) 連携している相談支援事業所

○○相談支援事業所担当者

緊急連絡先: 住所:

(役割)連携している居宅介護事業所

○○居宅介護事業所(他事業所)

【緊急時における連絡方法】

第1連絡先

○○ (家族) **電話:**△△△一△△△△

携帯:090-△△△△-△△△

第2連絡先

○○訪問看護ステーション電話:090-△△△△-△△△

第3連絡先

○○クリニック 電話: △△△ー△△△

主治医携帯: 0 9 0 − △△△△ − △△△△

Step 1

作成例) 業務方法書 別紙2 安全委員会 委員名簿

(別紙2)安全委員会 委員名簿

職名	所属機関名	氏名	役割等
管理者	○○事業所	00	委員長
医師	○○クリニック	00	
看護師		00	
介護職員		00	

作成例)業務方法書 別紙3 喀痰吸引等に関して事業所に備える備品

(別紙3) 喀痰吸引等に関して事業所に備える備品

品名	数量
吸引装置一式 (吸引器、ディスポカップ(ロ・鼻/気管)、 蓋つき保管容器 等)	○セット
経管栄養用具一式 (イルリガードル、経管栄養チューブ、 30mlシリンジ 等)	○セット
床頭台(ワゴン)	台

● 「吸引装置一式」「経管栄養用具一式」の「一式」とは、その医療的ケアに必要な機器・物品、一揃えのことです。セット数は、何人の人に同時にその医療的ケアを実施することが可能か、その数を記入しましょう。

上の記入例に書いてある

「吸引装置一式」に含まれるもの、「経管栄養用具一式」に含まれるものは例として挙げたものです。

事業所毎に必要な物品は異なります。

上記を例として事業所で必要だと思われるものを準備しましょう

- 吸引チューブ、手袋、アルコール綿といった消耗品や、気管カニューレ、胃ろう、栄養カテーテルといった医療物品は記載する必要はありません。
- 訪問介護事業所等において、利用者宅にある備品を使用する場合は、数量の欄にその旨を記載しましょう。

Step 2. 業務方法書の別添資料を作る

県説明文 ⑥-2 ~ ⑥-6 に該当する文書を作成しましょう。 前のStepで作成した「業務方法書」では、別添様式 1 ~ 5 にあたります。 それぞれ、県HPから、参考例をダウンロードすることができます。

次ページ以降に、記入例を掲載しています。



• 添付する指示書や同意書は、**事業所で定めた様式を添付する** <u>だけで大丈夫です</u>。申請時点では、受入体制の整備状況を確認することが目的であるため、これらの書類が求められています。ですから、<u>利用者全員の具体的な指示書や同意書原本</u> 等は提出の必要はありません。

⑥-2 医師の指示書

(別添様式5)・・・県HPから書式をダウンロードできます。

→ 【Word】医師の指示書(別添様式5)

6-3 喀痰吸引等業務(特定行為業務)計画書

(別添様式1)・・・県HPから書式をダウンロードできます。

→【Word】喀痰吸引等業務(特定行為業務)計画書(別添様式1)

6-4 喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書

(別添様式2)・・・県HPから書式をダウンロードできます。

→【Word】喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供にかかる同意書(別添様式2) ※ 研修と兼ねた同意書を利用している場合は、その雛形を使用可能です

⑥-5 喀痰吸引等業務(特定行為業務)実施状況報告書

(別添様式3)・・・県HPから書式をダウンロードできます。

→【Word】喀痰吸引等業務(特定行為業務)実施状況報告書(別添様式3)

⑥-6 喀痰吸引等業務(特定行為業務)ヒヤリハット・アクシデント報告書

(別添様式4)・・・県HPから書式をダウンロードできます。

→【Word】喀痰吸引等業務(特定行為業務)ヒヤリハット・アクシデント報告書(別添様式4)

参考例) ⑥-2 医師の指示書様式(別添様式5)

この書式は沖縄県HPからダウンロードできます

標記の件について、下記の通り指示いたします。

(別添様式5)

介護職員等喀痰吸引等指示書

事業者種別、事業者名称の記入が可能 な欄は、記入してください。

(該当事業者で使用予定の様式である ことを確認が確認できるよう、事業者 名称等の記入が必要です)

		‡	指示期間	(令和	年	月	日~	年	月	目
車架本	事業者種別		居宅介護							
尹未日	事業者名称		訪問介護	護うちな	: —					
									_	

生年月日 明・大・昭・平 月 年 日 氏名 歳) 対 住所 象 電話(者 要介護認定区分 要支援(要介護(1 2) 3 4 区分6 区分2 障害程度区分 区分1 区分3 区分4 区分5 主たる疾患(障害)名

口腔内の喀痰吸引 ・ 鼻腔内の喀痰吸引 ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 実施行為種別

胃ろうによる経管栄養 ・ 腸ろうによる経管栄養 ・ 経鼻経管栄養

具体的な提供内容

喀痰吸引(吸引圧、吸引時間、注意事項等を含む)

指

内

容

示 経管栄養(栄養剤の内容、投与時間、投与量、注意事項等を含む) 対象者の情報や、指示内容の 記入は不要です。

登録後、この書式を用いていきます、と いうことを沖縄県に示すために、申請書 添付資料として提出するものです。です から、申請時点では、対象者の個別情報 の記入は必要ありません。

個人情報の書かれた書類を、事業所登録 の添付書類として提出しないでください。

その他留意事項 (介護職員等)

その他留意事項(看護職員)

(参考)使り		1. 経鼻胃管	サイズ:Fr、種類:
		2. 胃ろう・腸ろうカテーテク	✓ 種類:ボタン型・チューブ型、サイズ:Fr、cm
(\$)=	考) 使用医療機器等	3. 吸引器	
()	5) 使用医原機研守	4. 人工呼吸器	機種:
		5. 気管カニューレ	サイズ:外径mm、長さmm
		6. その他	

緊急時の連絡先

不在時の対応法

- ※1.「事業者種別」欄には、介護保険法、障害者自立支援法等による事業の種別を記載すること。
 - 2. 「要介護認定区分」または「障害程度区分」欄、「実施行為種別」欄」、「使用医療機器等」欄については、該当項目に○を付し、 空欄に必要事項を記入すること。

上記のとおり、指示いたします。

令和 年 月 日

 \bigcirc

機関名 住所 電話

(FAX)

医師氏名

〇〇法人うちなー 訪問介護うちなー

管理責任者 〇〇 〇〇 殿 登録喀痰吸引等事業者の長の名前

参考例) ⑥-3 喀痰吸引等業務(特定行為業務)計画書

この書式は沖縄県HPからダウンロードできます

(別添	添様式 1)		
	喀痰	吸引等業務(特定行為業務)計画書	
		^	
	: 成 者 氏 名 : 認者氏名①		
	認者氏名②	 承 認 日	
_		T	
	氏 名 要介護認定状況	生年月日 要支援(12) 要介護(12345)	
	対 要介護認定状況 象 障害程度区分	区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6	
基	者障害名		
本	住 所	事業所名称 (法人名ではありませ 訪問介護うちなー と管理責任者氏名 を記載してくだ	
		訪問介護うちな	CV
作品承認	所管理責任者氏名		
	担当看護職員氏名	の記入が必要です)	小 寸
	担当医師氏名		
	計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	司 凹 炒 旧	<u>+ д н - + д н</u>	
	目標		
	実 施 行 為	実施頻度/留意点	
	口腔内の喀痰吸引	対象者の情報や、指示内容	の
業			
務	鼻腔内の喀痰吸引	登録後、この書式を用いていきます。 いうことを沖縄県に示すために、申	
		添付資料として提出するものです。 から、申請時点では、対象者の個別	
		の記入は必要ありません。 個人情報の書かれた書類を、事業所! の添付書類として提出しないでくだ:	
	喀痰吸引	の称り音科として挺山しないでくた。	دv،°
	胃ろう又は腸ろうによ		
	る経管栄養		
	経鼻経管栄養		
	結果報告予定年月日	年 月 日	
-			

参考例) ⑥-4 喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書

※ 研修と兼ねた同意書を利用している場合は、その雛形を使用可能です(次ページで紹介)

この書式は沖縄県HPからダウンロードできます

¬-^≓		業務(特定行為業務)の提供	
		な説明を受け内容を理解したので、喀½ 。	炎吸引等業務(特定行為業務)
喀疹	炎吸引等(特定行為)	口腔内の喀痰吸引	
の種	重別	鼻腔内の喀痰吸引	
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	対象者の情報や、指示内容の記入は不要です。
	実施に同意いたしまで 痰吸引等(特定行為) 種別 供を受ける頻度 事業所名称 事業所責任者氏名 事業所担当者氏名 担当医師氏名	胃ろうによる経管栄養	登録後、この書式を用いていきます、と
		腸ろうによる経管栄養	は いうことを沖縄県に示すために、申請書 添付資料として提出するものです。です
		経鼻経管栄養	から、申請時点では、対象者の個別情報 の記入は必要ありません。
提供	 共を受ける期間	年月日~年月日	□ 個人情報の書かれた書類を、事業所登録 □ の添付書類として提出しないでください
提	事業所名称	」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
供	事業所責任者氏名	00 00	
体	事業所担当者氏名		事業所名称 (法人名ではありません)
制			- と 管理責任者氏名 を記載してください 担当者氏名は空欄で構いません。捺6
			・は不要です。
意同意日		月 日	・ (該当事業所で使用予定の様式であることが確認できるよう、事業所名称等の記入が必要です)
	住	所	
		名	印
		署名代行者 私は、本人の意思を確認し署名代行い 代行者住所	
		代行者任所代行者氏名	Ľп
		本人との関係	
			/

参考例) ⑥-4 喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書

※ 研修と兼ねた同意書の例

この書式も沖縄県HPからダウンロードできます

(別添様式2)

喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書

下記の内容について事業所より十分な説明を受け内容を理解したので、喀痰吸引等業務(特定行為業 務)の実施に同意いたします。

- ①「介護職員等による喀痰吸引等実施のための研修」の、実地研修において医師の指示により、指導看 護師の指導の下、貴施設(事業所)で下記の特定行為を実施する事
- ②「介護職員等による喀痰吸引等実施のための研修」を修了した貴施設(事業)の介護職員等が、医師 の指示により、看護職との連携の下、下記の特定行為を実施する事
- ③当同意書は2部作成し、各1部保管する。
- ④当同意書を登録研修機関へ提出を行う事、並びに本件に関わる個人情報を共有する事。

			□ 口腔内の喀痰吸引		の情報や、指示
			□ 鼻腔内の喀痰吸引	内容の	記入は不要です。
	等(特定行為)	の種別	□ 気管カニューレ内部の喀痰吸	五型	この書式を用いていき
	4 (NVT11%)	/ △△/1至/0.1	□ 胃ろうによる経管栄養	すために	いうことを沖縄県に示 、申請書添付資料とし
			□ 腸ろうによる経管栄養	申請時点	るものです。ですから [では、対象者の個別情
			□ 経鼻経管栄養	個人情報	、は必要ありません。 るの書かれた書類を、事
同意日	年	月	日	-1-1-1-	の添付書類として提出 ください。
	住 所				
	氏 名				
署名代行者	私は、本人の	の意思を研	雀認し署名代行いたしました 。		事業所名称 (法人
	代行	于者住所			■ 名ではありません)と管理責任者
	代彳	亍者氏名		印	氏名 を記載してく ださい。
	本人	人との関係			
					▮ (該当事業所で使

事業所名 訪問介護うちなー

所 沖縄県△△市△△○丁目○一○ △△ビル ○階 住

代表者名 管理責任者 〇〇 〇〇 印 用予定の様式であ ることが確認でき るよう、事業所名 称等の記入が必要 です)

参考例)⑥-5 喀痰吸引等業務(特定行為業務)実施状況報告書(別添様式3)

この書式は沖縄県HPからダウンロードできます

		氏	名	生年月日	
	対象	要介護認定場	犬況	要支援(1 2) 要介護(1 2 3 4 5)	
基		障害程度区	分	区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6	
本		住	所		
情 報	事	事業所名		訪問介護うちなー 	
114	業所	担当者氏			
		管理責任者氏		00 00	
	担	当看護職員氏	3名		
	実	施期	間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	実(施実施日に〇	日)	(喀痰吸引) 平成 年 月 (経管栄養) 平成 年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
	実	施行為		実施結果特記すべき事項	
業	喀	口腔内の喀痰吸引	I	事業所名称 (法人名ではありま	H,
務実施結	痰吸	鼻腔内の喀痰吸引		と 管理責任者氏名 を記載してくだ 担当者氏名は空欄で構いません。 は不要です。 です。 (該当事業所で使用予定の様式)	だる 。 打
果	引	気管カニューレ の喀痰吸引	いう添ん	後、この書式を用いていきます、と ことを沖縄県に示すために、申請書 資料として提出するものです。です 、申請時点では、対象者の個別情報	
	経	胃ろう又は腸ろう	の記 個人	人は必要ありません。 情報の書かれた書類を、事業所登録 付書類として提出しないでください。	
	管	よる経管栄養		/	
	栄養	経鼻経管栄養			
記の	つとま	1 3り、喀痰吸引等の	業務	実施結果について報告いたします。 年 月 日 事業者名 訪問介護うちなー	

Step 2

参考例) ⑥-6 喀痰吸引等業務(特定行為業務) ヒヤリハット・アクシデント報告書

ページ目

自事業所で、すでに使用しているヒヤリハット・アクシデント 報告書があれば、それを提出(使用)することも可能です。 その場合は、最上部に(別紙添付様式4)と忘れずに記載し、 申請書の一部とわかるようにして添付してください。

この書式は沖縄県HPから ダウンロードできます

『「「「「」「「」「」「「」「」「「」「」「」「「」「」「」「」「」「」「」「	及引等業務(特定行為	 為業務)ヒ	 :ヤリハッ	ト・アクミ	/デント報告書			
	事業所名称	訪問介護	うちなー		事業所名称(法			
報告者状況	介護職員氏名				と 管理責任者氏 語 担当者氏名は空			
	管理責任者氏名 事業所名称	00 0	00		(該当事業所で	使用予定の様式	でま	
被報告者状況	連携看護職員氏名				ことが確認でき		名和	
発生日時	令和 年 月	日(曜	目)	午前・午後	後 時 分頃		_	
発生場所	□ ベッド上 □ □	, , , ,						
	氏名:			(男・女)	年齢:			
対象者	当日の状況							
出来事の情報(1連	の行為につき1枚)							
行為の種類	【喀痰吸引】 ①人工呼吸器の装着 ②部位 (□□ 【経管栄養】(□□	腔] あり] 鼻腔] 腸ろう	□ 気管カニ□ 経鼻経管			
第1発見者(○は1つ)	□記入者自身 □記入者以外の介護職 □連携看護職員		□医師 □介護支	援専門員	□家族や訪 □その他 ()		
	□連携看護職員以外の ※誰が、何を行っている		どのようにし	たため、対象	対象者の情報や 不要です。	、指示内容の記	載(
出来事の発生状況	口なし 口あり				登録後、この書式 いうことを沖縄県 添付資料として提 から、申請時点で	に示すために、申 出するものです。 は、対象者の個別	請って	
への報告					の記入は必要あり 個人情報の書かれ		斤登 針	
連携看護職員 への報告	□なし□あり				の添付書類として	提出しないでくた	<u> き</u>	
出来事への対応	※出来事が起きてから、	誰が、どのよ	ように対応し	たか。				
救急救命処置の 実施	ロなし							

1

参考例)⑥-6 喀痰吸引等業務(特定行為業務)ヒヤリハット・アクシデント報告書

2ページ目

	□あり(具	,						
	※なぜ、どの	のような背景や要因により、出来事が起きたか。						
出来事が発生した 背景・要因								
	【人的要因 □判断誤り	 □知識誤り □確認不十分 □観察不十分 □知識不足 □未熟な技術						
	□技術間違	:い □寝不足 □体調不良 □慌てていた □緊張していた						
(当てはまる要因	口思いこみ	□忘れた □その他(
を全て)	【環境要医 □不十分な	I】 照明 □業務の中断 □緊急時 □その他(
		′ステム的要因】 ミュニケーション)の不備 □医療材料・医療機器の不具合 □多忙						
	□その他(
	<u> </u>	エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、対象者には実施されなかった						
	□ 1 対象者への実害はなかった (何らかの影響を与えた可能性は否定できない) 処置や治療は行わなかった (対象者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確							
出来事の	2 認のための検査などの必要性は生じた)							
影響度分類 (レベル0~5の	□ 3 a 簡単な処置や治療を要した(消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など)							
うちーつ)	□ 3 b	濃厚な処置や治療を要した (バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、 入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など)						
	□ 4 a	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害は伴わない						
	□ 4 b	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害の問題を伴う						
	□ 5	レベル 4 b をこえる影響を与えた						
		介護職員 報告書記入日 令和 年 月						
	①医師又は看	f護職員が出来事への対応として実施した医療処置等について						
医師・連携看護職 員の助言等	②介護職員^	一行った助言・指導内容等について						
與 <i>少则百</i> 节	③その他(今	r回実施した行為で介護職員の対応として評価できる点など)						
		医師・連携看護職員 報告書記入日 令和 年 月						

Step 3. 登録適合書類チェックリストに記入する

県説明文 ⑥ に該当する文書を作成しましょう。 県HPから、書式Excelをダウンロードすることができます。

記入には、これまでのStepで作成した「業務方法書」やその添付書類が必要になります。



- このチェックリストは、「業務方法書」に必要な事項が記載 されているかを確認するためのものです。抜けや漏れがない か、しっかり確認しましょう。
- このタイミングで、誤字や脱字がないかもチェックしましょう。

記入のポイントは次の通りです。次ページ以降に記入例を掲載しています。

- 表の右側の「備考欄」に、該当する業務方法書の条項や書式の名前を記入していきます。
- 表の左側の「チェック欄」にもチェックを入れていきましょう。



次ページからの記入例では、Step4で示した「業務方法書」の条項に合わせて記入しています。実際にチェックリストに記入するときは、ご自身で作った「業務方法書」を見ながら、該当する条項が何条なのか、添付する様式は何か、確認しながら記入していきましょう。

記入例) ⑥ 登録適合書類チェックリスト

チェック欄への、チェックマークの 記入も忘れずに! 確認事項の内容に該当する、業務方 法書の条項や、様式名を書いていき ましょう

2012,2,24版

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類チェックリスト

(重業所を

			(事業所 <mark>名)</mark>
~		確認事項	備考
1	-①	喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けること	
レ	а	医師からの指示の方法が文書によるものとなっていることが文書化されていること	指示書(別添様式5)
レ	b	指示内容に関する確認の方法が文書化されていること	指示書(別添様式5)
レ	С	指示書の管理方法が文書化されていること	業務方法書 第4条 (2)③
1 -	-2	利用者の状態について医師、看護職員が定期的に確認すること	
	а	医師、看護職員が定期的に確認することが文書化されていること(確認頻度については、利用者ごとに異なることから、その部分が分かるような記載となっていることが望ましい)	業務方法書 第 4 条 (4)
	Ь	医師、看護職員が確認した結果、対応方法等について介護職員等が指導を受けることが 文書化されていること	業務方法書 第4条 (4)
1 -	-3	医療従事者と介護職員とで適切な役割分担、情報連携が図られていること	
	а	個別の対象者ごとに具体的に医療従事者及び介護職員の役割分担を形成することが文書 化されていること	業務方法書 第6条
	b	関係機関の名称、関係者の氏名及び役職等が明記されていること	業務方法書 第6条 別紙1 利用者別関係機関一覧
	С	医療従事者及び介護職員それぞれの情報共有方法及び、連絡窓口が明記されていること	業務方法書 第 6 条 別紙 1 利用者別関係機関一覧
1 -	-4	医療従事者と連携のもと、利用者ごとの喀痰吸引等実施計画書を作成すること	
	а	喀痰吸引等実施計画書の作成について、作成方法、施設内の承認過程及び、関係職種 や、対象者及びその家族等との共有方法が文書化されていること	業務方法書第4条(3)
	b	実施計画書の管理方法、期間が文書化されていること	業務方法書 第4条 (3)
	С	計画に変更が発生した際の計画書変更方法について文書化されていること	業務方法書 第4条 (3)
1 -	-(5)	喀痰吸引等実施報告書を作成し、担当医師に提出すること	
	а	喀痰吸引等実施報告書の作成について、作成方法、施設内の承認過程及び、医師への報告方法及び、その他関係職種への情報共有方法について文書化されていること(報告頻度については、利用者ごとに異なることから、その部分が分かるような記載となっていることが望ましい)	業務方法書第4条(5)
	b	実施報告書の写しの管理方法、期間について文書化されていること	業務方法書第4条(5)④
1 -	-6	緊急時における医療従事者との連絡方法が定められていること	
	а	緊急時の対応方法として状況確認方法、措置方法、上位者への連絡手順が文書化されて いること	業務方法書 第8条 別紙1 緊急時における連絡方法
******	b	医療従事者に連絡するまでの連絡ルート(連絡先を含む)が文書化されていること	業務方法書 第8条 別紙1 緊急時における連絡方法

記入例)⑥ 登録適合書類チェックリスト

Step4 で作成します

				CTF/JX C	749
2-	-①	喀痰吸引等の実地研修まで修了した介護職員等が業務を行うこと			
	а	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿に修了した実地行為種別が記載されていること(看護師等であって介護職員として勤務する者にあっては、該当資格を有することの記載があること)	介護福祉士・ 事者名簿	認定特定行為	為業務従
	b	認定特定行為業務従事者認定証の写しから、修了した実施行為種別が確認できること (看護師にあっては免許書の写しの提出のみ)	上記名簿に名 定証等の資格 看護師免許書	好者証の名称 さんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	た方の認
2 -	-2	介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること			
	1	平成27年以前では考慮不要	※提出	不要です	
2 -	-3	安全委員会の設置が規定されていること			
	а	安全委員会の構成員及び、その役割分担が文書化されていること	業務方法書 第 別紙 2 安全		名簿
	b	安全委員会で管理すべき項目、会議の実施頻度が文書化されていること	業務方法書 第	第7条の3	
	С	安全委員会で管理すべき項目に「喀痰吸引等業務の実施計画や実施状況」の他、「OJT研修」「ヒヤリ・ハット等の事例蓄積、分析」「備品及び衛生管理」が含まれていること	業務方法書第	第7条の4	
2 -	-4	安全性確保のための研修体制が確保されていること			
	а	特定行為に関するOJT研修の内容や研修対象者、実施頻度等が文書化されていること	業務方法書等	第9条	
2 -	-(5)	喀痰吸引等実施のために必要な備品が備わっていること			
	а	備品一覧及び、その使用目的が文書化されていること	業務方法書 第別紙 3 備品		
2 -	-6	衛生面を考慮した備品の管理方法が規定されていること			
	а	備品一覧に記載した備品のうち、衛生面について考慮が必要なものについて、その管理 方法が文書化されていること	業務方法書	第10条	
2 -	-7	感染症の予防、発生時の対応方法が規定されていること			独自の原
	а	感染症を予防するための衛生管理方法が文書化されていること	業務方法書等	第11条	症マニュ
	b	感染症の発生が疑わしい場合の確認方法が文書化されていること	業務方法書意	第11条の3	ル等がなば添付する
	С	感染症発生時の対応方法及び、関係機関への連絡方法が文書化されていること	業務方法書	第11条の2	と良い しょ ⁻
2 -	-8	喀痰吸引等実施に対する利用者、家族への説明、同意手順が規定されていること			U & .
	а	利用者もしくはその家族に対して、文書および口頭で説明を行い、説明内容については以下の事項を含むことが文書化されていること a) 提供を受ける特定行為種別 b) 提供を受ける期間 c) 提供を受ける頻度 d) 介護職員が特定行為を行うこと e) 提供体制	業務方法書翁	第4条(1)①	
	b	同意を受けた内容に変更が発生した場合に再度説明し、同意を得ることが文書化されて いること	業務方法書等	第4条(1)②	
	С	同意書の管理方法、期間が文書化されていること	業務方法書第	第4条(1)③	
2 -	-9	業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が規定されていること			
	_	業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が文書化されていること	業務方法書 第	É1 2条	

Step 4. その他の書類を準備する

県説明文 ① ~ ⑤、⑥-1 に該当する書類を準備しましょう。 記入が必要なものについては、次ページ以降に、記入例を掲載しています。

6-1 第1号様式の2 に係る

認定特定行為業務従事者認定証の写し(認定特定行為業務従事者が従事する場合) 又は、**看護師等の免許証の写し**(看護師等が介護職員として従事している場合)



• 認定証または免許証を紛失したなどの場合は、再発行しても らう必要があります。再発行については、各発行機関に問い 合わせてください。

① 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書

(第1号様式)・・・県HPから書式をダウンロードできます。

→【Word】登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書

② 法人の定款又は寄付行為 及び登記事項証明書

- * 定款は原本証明をしてください。
- *登記事項証明書は、直近3ヶ月以内に発行された原本が必要です。

③ 介護福祉士·認定特定行為業務従事者名簿

(第1号様式の2)・・・県HPから書式をダウンロードできます。

→【Excel】介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿

*記入にあたっては、⑥-1 認定証または免許証に記載されている、 認定番号または免許番号が必要になります。

④ 社会福祉士及び介護福祉法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書

(第1号様式の3)・・・県HPから書式をダウンロードできます。

→【Word】社会福祉士及び介護福祉法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書

⑤ 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類

(第1号様式の4)・・・県HPから書式をダウンロードできます。

- → 【Word】登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類
- *前Stepで作成した⑥登録適合書類チェックリストを見ながら、 記入していきましょう。

記入例) ① 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書

第1号様式(第2条関係)

受付番号

令和00年00月00日

沖縄県知事 殿

主たる事業所の 沖縄県△△市△△ ○丁目○一○

所 在 地 △△ビル ○階

申 請 者 ○○法人 うちなー

代表者名 代表理事 〇〇

押印廃止

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項に定める喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条に定める特定行為業務)について事業者の登録を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

	フリガナ					事業所名称 しましょう		代名称	を記入	
	事業所名称		訪問介護うちなー			04047	0			
		(郵便	番号 000 - 0000)							
申	事業所		都道	$\wedge \wedge$	市区					
請	所在地		沖縄府県	$\Delta\Delta$	町村		B O-	-0		
者		(ビル	の名称等) △△ビル ○	階						
	電話番号		098-000-0000	個人・法人の種	動	法人				
	代表者の氏名・	フリガナ	00 00	生年月日	* * 00	年 00 月 0	0 日		は、法人	
	職名・生年月日	氏名	00 00 —	職名	代表	長理事			長者の情 己載しま	
	実施する	る喀痰吸引等	(特定行為)の行為	古光明47 0 6 0 0					L戦しる 管理責任	
0	1. 口腔内の喀			令和00	年 00	月 00 日			青報では	
0	2. 鼻腔内の喀			令和00	年 00	月 00 日		ありき	ません)	
0	3. 気管カニュ-	ーレ内部の喀	痰吸引	令和00	年 00	月 00 日				┦
0	4. 胃ろう又は	易ろうによる	経管栄養	令和00	年 00	月 00 日 🚺				
	5. 経鼻経管栄養	Ě			年	月 日		-		
介記	護福祉士・認定特別	定行為業務従	事者氏名		(第1号	は 式の2)				

備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。

- 2 「個人・法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を、個人である場合は「個人」と記載してください。
- 3 「実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為」欄は該当する行為毎に「○」を記載してください。
- 4 「事業開始予定年月日」欄は、該当する行為毎に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4としてください。
- 6 以下の添付資料を合わせて提出してください。

登録申請書の提出から、沖縄県の登録番号の発行まで、1ヶ月程度かかる場合があります。申請は早めに行いましょう。

記入例) ③ 介護福祉士·認定特定行為業務従事者名簿



- 記入にあたっては、⑥-1 認定証または免許証に記載されている、 認定番号または免許番号が必要になります。
- 認定証等のサンプルも併せて掲載しています。どこに何を記入するか、しっかり確認しながら作成してください。

第1号様式の2(第2条関係)

介護福祉士 · 認定特定行為業務従事者 名簿

1号または2号の修 了者は、不特定対 象なので記入不要

番号	氏名	介護福祉士登録証登録書号 /登録年月日	認定特定行為業務従事者認定証 登録書号/登録年月日	生年月日	修了研修課程	対象者氏名(特別の者)	修了した実地研修の種別	実地研修実施機関名称	修了年月日
1	佐藤 太郎	第D-111111号 平成28年4月19日	471000050 令和元年10月16日	昭和56年8月30日	2		①② ③(人工呼吸器含) ④(半固形含)	一般社団法人Kukuru	令和元年9月11日
2	山田 花子		471000100 令和2年6月22日	昭和50年1月22日	3	琉球 くくる	③(人工呼吸器含) ④(半固形含)	一般社団法人Kukuru	令和2年6月15日
3	田中一郎		沖縄県に申請中	昭和45年11月5日	3	琉球 くくる	3	一般社団法人Kukuru	令和2年6月24日

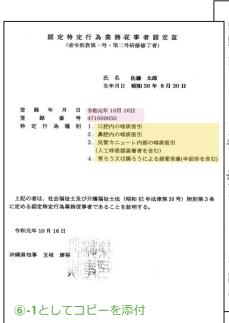
- 備考 1 「番号」の欄は各事業者における任意の番号を記載してください。
 - 2 看護師等の免許をもって介護職員として喀痰吸引等業務を行う者については、保有資格名及び登録番号等を介護福祉士登録証番号記載欄に記載してください。
 - 3「修了研修課程」には、当該者が修了した研修課程等の番号(1~5)を記載してください。
 - 1)喀痰吸引及び経管栄養の全て:省令別表第一号研修(不特定多数の者対象)
 - 2) 喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養: 省令別表第二号研修(不特定多数の者対象)
 - 3)各喀痰吸引等行為の個別研修:省令別表第三号研修(特定の者対象)
 - 4)経過措置対象者
 - 5)介護福祉士の養成課程等において医療的ケアに関する科目を修了した者
 - 4 「既修了課程」において「3」を選択した場合は、「対象者氏名(特定の者)」に対象者の氏名を記載してください。(「4」を選択した者で、対象者が限定される場合も 同様に記載してください)
 - 5「修了した実地研修の種別」には実地研修の種類を以下から選択し、番号を記載してください。
 - ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
 - ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養
 - ※1. 人工呼吸器装着者への喀痰吸引に関する演習、実習を修了した者については、その旨を合わせて記載してください。
 - ※2. 経過措置の適用により「胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養」の特定行為について従事者の認定を受けた者であって、「胃ろう」のみの認定を受けているものはその旨を記載してください。
 - 6「修了年月日」には実地研修を修了した年月日を記載してください。

佐藤 太郎 さんの場合

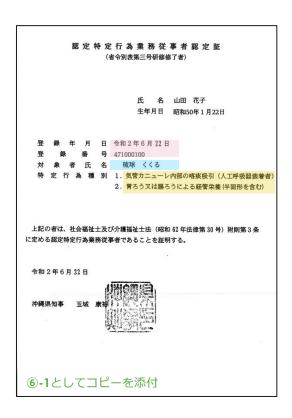
介護福祉士の登録番号と登録日、

認定特定行為従事者認定証の登録番号と登録年月日、 そして、喀痰吸引等研修の 修了証明書から、その修了 年月日を転記する必要があ ります。

認定証については、コピーを添付して提出します。







山田 花子 さんの場合

認定特定行為従事者認定証の登録番号と登録年月日、 そして、喀痰吸引等研修の 修了証明書から、その修了 年月日を転記する必要があります。

認定証については、コピーを添付して提出します。

田中一郎 さんの場合

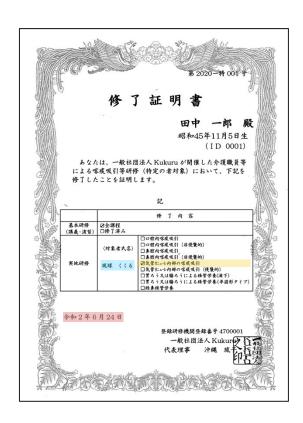
認定証を申請中なので、 終了証明書に記載の事項を名簿に 転記していきます。

認定証の交付を受けたら、すぐに

- ・登録申請書(様式1号)→①
- ・名簿(様式1号の2)→3
- ・認定証の写し →**⑥-1**

以上を所管課に差し替え提出しなければなりません。

※県説明文の2ページ目をご覧く ださい



記入例) ④ 社会福祉士及び介護福祉法第48号の4各号の規定に該当しない旨の誓約書

第1号様式の3 (第2条関係)

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書

令和00年 00月 00日

沖縄県知事 殿

申請者 住所 沖縄県△△市△△ ○丁目○一○ △△ビル ○階

> 氏名(法人にあっては名称及び代表者名) ○○法人うちなー 代表理事 ○○

押印廃止

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (但し、申請者が法人である場合は、その役員等が該当しないことを誓約します。)

記

(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の四)

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。
- 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、 罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経 過しない者。
- 三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者。
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの。

(関連規定)

法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。

記入例) ⑤ 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類

第1号様式の4 (第2条関係)

受付番号

令和00年00月00日

沖縄県知事 殿

フリガナ

主たる事業所の

沖縄県 \triangle \triangle 市 \triangle \triangle \bigcirc 丁目 \bigcirc - \bigcirc

所 在 地 △△ビル ○階

申 請 者 ○○法人 うちなー

代表者名代表理事 〇〇

夏 押印廃止

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の2第1項第4号に規定する登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録要件に該当することを証する書類について下記のとおり、関係書類を添えて提出します。

ホウモンカイゴ ウチナー

	事業所名称		訪問介護うちな	:-									
		(郵便	番号 000 - 0000)										
申請	事業所所在地		沖縄 都道 府県	Δ.	Δ	市町	区 村	. ○丁目	0-0				
者		(ビル	の名称等) △△ビル	○階									
	電話番号		098-000-0000	O F L	個人	・ 法人の種別		<u> </u>					
	代表者の氏名・	フリガナ	00		生年	月日 *	*00年	00月	00日				
	職名・生年月日	氏名	00		- 111		代表	理事					
			適合要件				該当	書類名					
	1. 法第四十八条の)五第一項第一	号で定める要件(医師、看護	師等との連携確保	梨)								
	①喀痰吸引等の実	淫施に際し、医	師から文書による指示を受け		指示書(別添様式5)								
	②利用者の状態に	ついて医師、	看護職員が定期的に確認する		業務方法書第条								
	③医療従事者と介	③医療従事者と介護職員とで適切な役割分担、情報連携が図られていること						業務方法書第条					
	④医療従事者と連	携のもと、利	用者ごとの喀痰吸引等実施計	ごとの喀痰吸引等実施計画書を作成すること				実施計画書(別添様式1)					
	⑤喀痰吸引等実施	報告書を作成	し、担当医師に提出すること			実施状況執	设告書 ()	引添様式	3)				
	⑥緊急時における	医療従事者と	の連絡方法が定められている	こと		業務方法	書 別紙	1連絡先	一覧				
要	2. 法第四十八条の	五第一項第二	号で定める要件(喀痰吸引等	の実施内容及び写	 	B)							
件	①喀痰吸引等の実	と地研修まで修	了した介護職員等が業務を行	うこと		従事者名第	笋 (第 1 ·	号様式の	2)				
	②介護福祉士への	実地研修実施	方法が規定されていること						※提出不要				
	③安全委員会の設	置が規定され	ていること			業務方法	事 第	条					
	④安全性確保のた	めの研修体制	が確保されていること			業務方法	事第	条					
	⑤喀痰吸引等実施	のために必要	な備品が備わっていること			業務方法	書 別紙	3 備品一	覧				
	⑥衛生面を考慮し	た備品の管理	方法が規定されていること			業務方法	事 第	条					
			方法が規定されていること			業務方法		条					
	O 22.2.2.2.		者、家族への説明、同意手順		ること	業務方法	事 第	条					
	⑨業務を通じて知	り得た情報の	秘密保持措置が規定されてい	ること		業務方法	事 第	条					

報を記載します(**管理責任 者の情報では ありません**)

ここは、法人 の代表者の情

> **Step3**で 作成した チェック見な メントを、記入 がら、記入 していきま

Step 5. 書類が揃っていることを確認し提出する

いよいよ、提出です。

⑦ **返信用封筒** と、フラットファイルを用意しましょう。



- 返信用封筒のサイズは、定形長3号が指定されています。貼付する切手の料金は110円です。(2024年10月時点)
- 返信用封筒の表に、法人(事業所)の住所や担当者の名前を記入することをお忘れなく。
- フラットファイルは2冊用意しましょう。すべての申請書類をコピーして、事業所に保管する必要があります。



すべての書類を**順番**通り に綴じたら、インデック ス(見出し)を付けます。

提出書類の順番...本書P3沖縄県の「登録特定行為事業者登録手続きについて」を一部再掲

1 必要書類

- ①登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書(第1号様式)
- ②法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書(直近3か月以内の原本)
- ③介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿(第1号様式の2)
- ④社会福祉士及び介護福祉法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書(第1号様式の3)
- ⑤登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類(第1号様式の4)
- ⑥登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類チェックリスト
 - ⑥-1第1号様式の2の名簿掲載者に係る

認定特定行為業務従事者認定証の写し(認定特定行為業務従事者が従事する場合) 又は看護師等の免許証の写し(介護職員として看護師等が従事している場合)

- ⑥-2医師の指示書様式(別添様式5)
- ⑥-3喀痰吸引等業務(特定行為業務)計画書(別添様式1)
- ⑥-4喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書(別添様式2)
- ⑥-5喀痰吸引等業務(特定行為業務)実施状況報告書(別添様式3)
- ⑥-6喀痰吸引等業務(特定行為業務)ヒヤリハット・アクシデント報告書(別添様式4)
- ⑥-7業務方法書
- ⑦返信用封筒(登録番号通知書送付用)

定形長3号に送付先住所を記載し、切手を添付



表紙に、申請書であることと、 事業所名を書きましょう。



申請書の最後のページの下、フラットファイルのところに、返信用封筒をステープラーで留めましょう。 表には、事業所の住所や担当者の名前を記入し、切手を貼るのをお忘れなく。

*封筒に貼る切手の金額 110円(2024年10月時点)

申請書の作成は、これで完了です! 申請書を提出しましょう。おつかれさまでした!

Op.1 変更登録届出書

登録特定行為事業者の申請内容に変更があった時は、速やかに変更登録届出書を提出しなければなりません。認定特定行為業務従事者の入退職や、利用者や行為の追加があった場合も変更登録の対象となります。

(例)

- *新たに職員を採用した。または、職員が退職した。
- *ある職員が担当する利用者が増えた =利用者の追加
- *これまで吸引だけだった利用者が、胃ろうが必要になった = 行為の追加
- *無資格だった職員が、介護福祉士の資格を取った = 資格の追加

記入例)介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿

P27 の名簿例と見比べてみましょう。

- *山田花子が、介護福祉士の資格を取得した
- *田中一郎が、那覇力メに特定行為をするために研修を終えた
- *山本 次郎を新たに雇用した
- *佐藤太郎が退職した



- 記入にあたっては、認定証または免許証に記載されている、認定番号または免許番号が必要になります。
- 登録変更届出書に、認定証 または免許証のコピーを添 付して提出しましょう。

第1号様式の2(第2条関係)

介護福祉士 認定特定行為業務従事者 名簿

_									
番号	氏名	介護福祉士登録証登録書号 /登録年月日	部定特定行為業務従事者認定証 登録番号/登録年月日	生年月日	修了研修課程	対象者氏名(特定の者)	修了した実地研修の種別	実地研修実施機関名称	修了年月日
1	山田 花子	第D-123456号 令和3年4月27日	471000100 令和2年6月22日	昭和50年1月22日	3	琉球 くくる	③(人工呼吸器含) ④(半固形含)	一般社団法人Kukuru	令和2年6月15日
2	田中 一郎		471000321 令和2年8月31日	昭和45年11月5日	3	琉球 くくる	3	一般社団法人Kukuru	令和2年6月24日
3	田中 一郎	000000000000000000000000000000000000000	471000321 令和2年8月31日	昭和45年11月5日	3	那覇・カメ	1 2	一般社団法人Kukuru	令和2年12月22日
4	山本 次郎	第D-123456号 令和元年4月26日	471000555 令和元年7月7日	平成6年4月12日	1		① ② ③ ④(半固形含) ⑤	一般社団法人Kukuru	_

- 備考 1 「番号」の欄は各事業者における任意の番号を記載してください。
 - 2 看護師等の免許をもって介護職員として喀痰吸引等業務を行う者については、保有資格名及び登録番号等を介護福祉士登録証番号記載欄に記載してください。
 - 3「修了研修課程」には、当該者が修了した研修課程等の番号(1~5)を記載してください。
 - 1) 喀痰吸引及び経管栄養の全て: 省令別表第一号研修(不特定多数の者対象)
 - 2) 喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養: 省令別表第二号研修(不特定多数の者対象)
 - 3)各喀痰吸引等行為の個別研修:省令別表第三号研修(特定の者対象)
 - 4)経過措置対象者
 - 5)介護福祉士の養成課程等において医療的ケアに関する科目を修了した者
 - 4 「既修了課程」において「3」を選択した場合は、「対象者氏名(特定の者)」に対象者の氏名を記載してください。(「4」を選択した者で、対象者が限定される場合も 同様に記載してください)
 - 5 「修了した実地研修の種別」には実地研修の種類を以下から選択し、番号を記載してください。 ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
 - ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養
 - ※1. 人工呼吸器装着者への喀痰吸引に関する演習、実習を修了した者については、その旨を合わせて記載してください。
 - ※2. 経過措置の適用により「胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養」の特定行為について従事者の認定を受けた者であって、「胃ろう」のみの認定を受けているものはその旨を記載してください。
 - 6「修了年月日」には実地研修を修了した年月日を記載してください。

記入例)変更登録届出書

P27 の名簿例と見比べてみましょう。

- *山田 花子が、介護福祉士の資格を取得した
- *田中一郎が那覇カメに特定行為をするために研修を終えた
- *山本 次郎を新たに雇用した
- *佐藤太郎が退職した

第3号様式の2 (第3条関係)

受播号

令和4年 3月20日

沖縄県知事 殿

主たる事業所の 沖縄県△△市△△ ○丁目○一○ 所 在 地 △△ビル ○階 申 請 者 ○○法人うちなー ×

代表者名代表理事 〇〇 押印廃止

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項こ定める喀廖妤」等業務(登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法が則第27条に定める特定行為業務)について、登録を受けた内容を変更するため、同法第48条の6の規定に基づき届け出ます。

登釒	禄喀痰吸引等事業者	美者登録番号)	4	7	2	0	0	0	0	1	1	1	
	フリガナ									•			
	事業所名称	訪問介護う [・]	ちなー										
申		(郵便番号 -)										
請	 事業所所在地	都	道					市	区				
者	争未仍仍住地	府	県					町	村				
		(ビルの名称等)											
	電話番号												
	変 更	が発生する事項					変更	1 内 2	容の	概要			
1.	設置者に係る事項	 頁		(変更前)									
	①代表者氏名			記定特定行為業務従事者の名簿: 山田 花子 資格: なし									
	②代表者の住所												
	③事業所の名称			- (変更後)									
	④事業所の所在	地		- 認定特定行為業務従事者の名簿: (資格の追加)									
	⑤法人の寄附行	為又は定款		・山田 花子 資格:介護福祉士									
2.	登録喀痰吸引等	事業者(登録特定行為事 第	業者) の登録	── (利用者追加) ・職員:田中 一郎									
	に係る事項			利用者:那覇 力メ									
	①業務方法書			種別:①②									
	②喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従					── (名簿追加) É ・・職員:山本 太郎・新規採用のため名簿追加							
	事者の名簿		(名簿削除) ・職員: 佐藤 太郎 退職のため名簿削除										
	③喀痰吸引等の			• 職	頁:位	張 太	郎 追	退職の	ため名	海削			
	変	更 年 月 日				令和	4 年		3	月	1	. 5	日

- 備考1 「受付番号」の欄には記載しないでください。
 - 2 「登録喀痰吸引等事業者登録番号(登録特定行為事業者登録番号)」には、登録時に割り当てられた登録 番号を記載してください。
 - 3 変更が発生する項目番号に「○」を記載してください。
 - 4 変更内容の概要について、変更点がわかるように記載し、合わせて関連する資料の名称を記載してください。
 - 5 変更内容が分かる書類を添付してください(名簿の変更においては、認定特定行為業務従事者であれば 認定証、看護師であれば免許証の写しを合わせて提出してください)。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4としてください。



沖縄県の問い合わせ先一覧

令和6年4月~

お問	合せ事項	所管課					
	吸引等制度 全般、 特定行為業務従事者認定証の発行	生活福祉部 福祉政策課 098-866-217					
事業所	介護保険法・老人福祉法上の事業所	保健医療介護部 高齢者介護課	(j) 098-866-2214				
が の 登 録	障害者総合支援法の事業所、 介護保険法と障害者総合支援法の両方にまたがる事業所	生活福祉部 障害福祉課	098-866-2190				
25.	上記以外の事業所、 保育所関係、幼稚園・学校関係	生活福祉部 福祉政策課	098-866-2177				
登録	研修機関(喀痰吸引等研修を自事業所で開催できるようにしたい)	生活福祉部 福祉政策課	098-866-2177				

登録特定行為事業者 登録手続きの書類作成の手引き

編集 一般社団法人Kukuru

発行 第2版改訂版6 2025年2月(初版2021年3月)

沖縄県喀痰吸引等研修推進事業により作成

*法令、県の要綱等の情報は発行日時点のものに準拠しています。